

建築物解体工事特記仕様書【令和8年4月版】		完成図等		完成写真		火災保険等		仮囲い		騒音、防塵等の対策		交通誘導員		監督職員事務所		工事表示板		工事用水		工事用電力		工事用通路		足場等	
I 工事概要	1 工事番号・名称	-																							
	2 工事場所	-																							
3 用途地域等	都市計画区域(・内・外)用途地域( )	-																							
	防火地域等(・防火・準防火・指定なし・2.2条)	-																							
4 主要用途	敷地面積	m <sup>2</sup>																							
	5 敷地面積	-																							
6 工事の概要	7 別途工事	-																							
	8 その他	-																							
9 特記仕様書の範囲	特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印のもので構成する。	○外構工事特記仕様書 ○植栽工事特記仕様書 ○電気設備工事特記仕様書 ○機械設備工事特記仕様書																							
	特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印のもので構成する。	○外構工事特記仕様書 ○植栽工事特記仕様書 ○電気設備工事特記仕様書 ○機械設備工事特記仕様書																							
II 建築工事仕様	1. 共通仕様	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下、「解体共通仕様書」という。)による。ただし、「解体共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(令和7年版)」(以下「標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)による。なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。																							
	2. 特記仕様	1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。○印と※印のついた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の [ ]、( ) 及び < > 内の表示番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。																							
III 章 項目	① 一般事項	○ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ○ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ○ 施工体系図を現場に掲示すること。 ・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況(地盤、擁壁、内外壁、床、建具等)を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 ※ 工事に伴う環境調査要領 平成28年4月(東京都建設局編集)による ※ 調査に先立ち調査計画書を作成し監督職員の確認を受けること 調査範囲 ※ 図示																							
	② 適用基準等	○ 建設工事執行規則(昭和39年3月宮城県規則第9号) ○ 宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱 ○ 営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和5年版)及び工事写真撮影ガイドブック(国土交通大臣官房官庁営繕部監修 令和5年版)																							
③ 工事実績情報システム(リンク)の登録	※ 適用する(請負精算額が500万円以上の場合)	[1.1.4]																							
	受注時、登録内容の変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後、配置技術者の変更後、変更契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。	適用しない																							
④ 電気保安技術者	※ 適用する	※ 適用しない [1.3.3]																							
	⑤ 事故報告	工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員から指示があった場合は「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。 [1.3.8]																							
⑥ 技能士	※ 下表で技能士を適用することとした職種に、1級又は単一級技能士を配置する。	[1.6.2]																							
	※ 下表で技能士を適用することとした職種に、1級、2級又は単一級技能士を配置する。	[1.6.2]																							
工事種目	技能検定職種(技能検定作業)	-																							
以下の特記事項	・該当する作業がある以下の職種(作業)の全て	-																							
仮設工事	・とび(とび作業)	-																							
鉄筋工事	・鉄筋施工(鉄筋組立作業)	-																							
コンクリート工事	・型枠施工(型枠工事作業)	-																							
	・コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)	-																							
鉄骨工事	・鉄工(構造物鉄工作業)	-																							
コンクリートブロック・軽質コンクリート成形セメント板工事	・ALCパネル施工(ALCパネル工事作業)	-																							
防水工事	・防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴムシート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質777シート防水工事作業 ・FRP防水工事作業																							
石工事	・石材施工(石張り作業)	-																							
タイル工事	・タイル張り(タイル張り作業)	-																							
木工事	・建築大工(大工工事作業)	-																							
屋根及びとい工事	・建築板金(内外装板金作業)	-																							
金属工事	・内装仕上施工(鋼製下地工事作業)	-																							
	・建築板金(内外装板金作業)	-																							
	・バルコニー施工(金属バルコニー工事作業)	-																							
左官工事	・左官(左官作業)	-																							
建具工事	・サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)	-																							
	・ガラス施工(ガラス工事作業)	-																							
	・自動ドア施工(自動ドア施工作業)	-																							
カーテンウォール工事	・カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)	-																							
	・サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)	-																							
	・ガラス施工(ガラス工事作業)	-																							
塗装工事	・塗装(建築塗装作業)	-																							
内装工事	・内装仕上施工	・プラスチック系床仕上工事作業 ・木質系床仕上工事作業 ・ボード仕上工事作業																							
	・表装(壁装作業)	-																							
排水工事	・配管(建築配管作業)	-																							
舗装工事	・路面表示施工	・溶融ペイント/トマーカ工事作業 ・加熱ペイント/シマカ作業																							
植栽工事	・造園(造園工事作業)	-																							
営繕工事完成引渡要領(令和7年4月1日宮城県土木部営繕課・設備課)により作成する。	※ 白焼縮小(A3版)2つ折製本	2部																							
	※ 敷地の完成図面 JWW形式又はDXF形式のCADデータ及びPDFデータ	DVD-R等2部																							
※ 作成する	営繕工事写真撮影要領により、完成届に添付する完成写真とは別に次のものを原本(電子媒体)とともに監督職員に提出する。	なお、原本は、DVD-R等で提出すること。																							
分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式																					
※カラー	※L	※営繕工事写真	※1部	※工用アルバムA4版																					
・白黒	・2L	撮影要領の完成写真程度	・部	・ポケット式程度																					
	・六切り	・箇所	枚	・フリーアルバム	(台紙寸法323×270程度)																				
アルバムは、監督職員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。																									
工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。	保険の種類	※ 火災保険 ※ 建設工事保険																							
保険期間	※ 工事着手から工事目的物引き渡しまで																								
※ 設ける(位置、延長等は図示)	・万能鋼板(H= )	・波形鉄板(H= )																							
	・単管シート(H= )	・防音シート(H= )																							
	・防音パネル(H= )																								
	・パネルゲート(W= H= )	× 箇所																							
	・シートゲート(W= H= )	× 箇所																							
※ 設けない																									
※ 設ける(適用範囲、高さ等は図示)	・防音パネル	・防音シート																							
	・養生シート																								
※ 設けない																									
※ 配置する(日×人=人日)	・配置しない																								
※ 設ける	・既存建物内の一部を使用する。																								
	・構内に新設する(規模 m程度)																								
	・備え付ける備品( )																								
※ 設けない																									
営繕工事における工事及びコスト表示要領(令和6年4月1日宮城県土木部営繕課・設備課制定)により設置する。	※ 工事表示板	設置枚数 1枚																							
	・事業コスト表示板	設置枚数 枚																							
※ 建設リサイクル法による標識を設置する。																									
構内既存の施設	※ 利用できる(※有償・無償)	・利用できない																							
構内既存の施設	※ 利用できる(※有償・無償)	・利用できない																							
※ 指定しない	・指定する(図示)																								
外部足場	・設置する(設置範囲	・工事に必要な範囲 <2.2.1> <2.2.1>																							
	・設置しない																								
防護シート	・設置する(設置範囲	・工事に必要な範囲 )																							
	・設置しない																								
内部足場	・設置する(※脚立、足場板等)																								
	・設置しない																								
・材料、撤去材等の運搬方法	種別(・A種・B種・C種・D種・E種)																								
	C種:利用可能なエレベーター( )																								
	D種:利用可能な階段( )																								
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省令5年12月改定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。																									
・酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。																									
・作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。																									
・建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。																									
・工事に関係部分の出入の表示を行うこと。																									
※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。																									
※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。																									
工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。	[1.2.1~2]																								
※ 行う(図示による)	[1.5.2]																								
杭の解体	・行う(杭頭から mまで	※全長 ) [3.9.2]																							
杭の解体工法	・引き抜き工法(・振動	・ケーシング )																							
	・粉砕による解体																								
樹木の伐採伐根	・行う(図示による)	[3.11.1]																							
樹木の移植	・行う(図示による)																								
地下埋設物及び埋設配管の解体	・行う(図示による)	[3.12.1]																							
解体後の埋戻し及び盛り土	・行う	[3.13.1]																							
	埋戻し及び盛土の材料	(3.2.3)(表3.2.1)																							
	・A種 ※B種	・C種																							
	・構造物撤去等により自現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの(粒径4mm以下)を使用する。																								
埋戻し範囲	・図示による																								
C種の場合	建設発生土受入れ量	m <sup>3</sup>																							
	発生場所																								
	受入条件																								
整地の高さ	・現状G L																								
	・図示による																								
構内指示の場所に敷きならす。																									
構内指示の場所にたい積する。																									
構外指示の場所に搬出する。																									
受入れ施設名・所在地(km)																									
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有を調査する。	調査範囲及び項目 ※図示																								
建設発生土の処理	(3.2.5)																								
有害物質含有調査																									
再資源化等	[1.3.10] [4.4.1]																								
建設廃棄物の種類	中間処理施設又は再資源化施設の名称等	所在地(km)																							
・コンクリート																									
・コンクリート及び鉄から成る建設資材																									
・アスファルト、コンクリート																									
・木材																									
・金属類																									
・小形二次電池																									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無	再資源化施設の名称等																							
・蛍光灯	・する																								
・HIDランプ	・しない																								
・硬質ポリ塩化ビニル管・継手	・する																								
・ガラス	・しない																								
・する	・しない																								
現場利用する再資源化された建設廃棄物	[4.4.1]																								
種類	利用する場所(箇所)等																								
※ 鉄筋コンクリートを現地で破砕し、再生材クラッシュラン(0~40)として利用する場合は、標準仕様書(表22.3.3)の再生材クラッシュランによることとし、すりへり減量を50%以下にすること。																									
2. 産業廃棄物広域認定制度の活用	[4.4.2]																								
種類	所在地等(km)																								
3. 最終処分	[4.4.3]																								
種類	受入施設名称等	所在地(Km)																							
備考																									
・(安定型)																									
・(管理型)(遮断型)																									
種類	受入施設名称等	所在地(Km)																							
備考																									
1~3の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること																									
4. 処分に注意を要する建設廃棄物	[4.5.1]																								
種類	処理施設名称等	所在地(Km)																							
備考																									
・CCA処理木材																									
・ヒ素又はカドミウム含有石膏ボード																									
・																									
<対象となる石膏ボード>																									
小名浜吉野石膏(株)	いわき工場	昭和48年10月~平成9年4月の間に製造されたもの																							
日東石膏ボード(株)	八戸工場	平成4年10月~平成9年4月の間に製造されたもの																							
1. 施工計画調査	[1.5.1][5.1.2]																								
材料名	仕様等(型式、厚さ、数量)	調査の範囲																							
		※ 図示																							
		・工事対象範囲																							
5. 特別管理産業廃棄物等の処理計画	[5.1.3][1.2.2]																								
※ 種類別に具体的な処理計画を定め施工計画書に記載する。																									
特別管理産業廃棄物の種類	処分場の名称	所在地等(km)																							
・廃石綿																									
3. PCBを含む機器類等	PCB(ポリ塩化ビフェニール)含有機器	・有(数量は図示) [5.4.1]																							
		・無																							
PCB含有シーリング材		・有(施工範囲は図示) [5.4.1]																							
		・無																							
PCBを含有する機器等については、飛散、流出がないように適切な容器に納めて適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員を通じて保管業者に引き渡す。																									
4. 特殊な建設副産物の回収及び処分	[7.3.1]																								
回収又は処分を行う副産物の種類	対象機器名称	回収業者又は処分場の名称等																							
		所在地等																							
・フロン																									
・ハロン																									
・イオン化式感知器																									
・六フッ化硫黄(SF6)ガス																									
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	設計年月日	調査者氏名																							
電話 022-211-326 ( )		設計者氏名																							
FAX 022-211-3190		工事名称																							
宮城県土木部営繕課		図面名称																							
		Scale																							
		特記仕様書(1)																							
		全業																							
		図面 No																							

